

御宿町地域公共交通計画策定業務委託事業者選定委員会設置要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、御宿町地域公共交通計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、別紙の（1）評価基準に基づき最優先候補事業者を選定する。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、御宿町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）会長をもって充てる。

3 副委員長は、協議会副会長をもって充てる。

4 委員長は、委員会の議長となり会議を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、第2条に規定する事項の選定終了までとする。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を評価基準により審査する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、御宿町企画財政課において行う。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年3月23日から施行する。

（失効）

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別紙

(1) 評価基準

	評価項目	配点	評価のポイント
1	実績	5	御宿町地域公共交通計画に類似する計画の策定支援に関する業務の受託実績を十分有しているか。
2	業務体制	10	業務の実施体制、担当者の配置状況が適正で、業務が適切に実施できるか。
3	作業工程	10	作業工程は計画策定に支障がなく、現実的なものか。
4	表現力	10	プレゼンテーション及び質疑応答が明快で分かりやすいか。
		10	提出資料が分かりやすく読みやすい内容となっているか。
5	分析力	15	本町の地域特性や公共交通に関する課題等を十分に把握しているか。
6	提案内容	15	仕様書の内容を十分理解し、その目的等を適切に反映させた企画提案内容になっているか。
		10	課題解決に向けた必要事項及びプロセスが描けているか
		10	研究員等の知識、経験、ノウハウ等を十分に生かせることが期待できる企画提案内容であるか。
7	価格	5	予算限度額の範囲内で実現可能か。 費用の積算根拠は、企画提案内容を勘案して妥当であるか。

別表

業務委託事業者選定委員会組織

	所属・職名	備考
1	協議会会長	委員長
2	協議会副会長	副委員長
3	協議会監査委員	委員
4	協議会監査委員	委員
5	協議会事務局長	委員